

福島県知事 内 堀 雅 雄 様

交流人口拡大・過疎地域等 振興対策に関する要請

令和元年 7 月 4 日

福島県議会交流人口拡大・過疎地域等振興対策
特別委員長 高 野 光 二

本県の人口は、平成10年以降、減少の一途を辿っている。平成28年11月には戦後初めて推計人口が190万人を切ったが、その後も減少を続け、令和元年6月1日現在の推計人口は1,848,257人となっている。

本県ではこれまで、過疎・中山間地域の振興に向け、あらゆる分野にわたる施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきたが、東日本大震災により人口が大幅に減少するとともに、原子力災害による風評被害や新潟・福島豪雨を含め、県内全域で深刻かつ多大な被害を受けたことで、過疎・中山間地域を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

この状況の中、平成27年に策定された「福島県人口ビジョン」に定める「2040年に福島県総人口160万人程度の確保を目指す！」という人口目標を達成するためには、人口の定着を図るとともに、交流人口の拡大が必要である。そのため、新たな雇用の創出による若年層の県外流出の抑制に向けた取組等に加え、観光の振興や定住・二地域居住の促進等、新たな人の流れをつくる施策を全庁一体となって推進すべきである。

本委員会は、交流人口の拡大及び過疎地域等の振興に向けた施策の強化に取り組むことを目的に、交流人口拡大・過疎地域等振興対策及びこれらに関連する事項について調査するため、平成29年12月19日に設置され、以降12回委員会を開催し、関係当局の説明を聴取するとともに、県内外における取り組みや先進事例の調査を積極的に行ってきた。

そしてこのたび、「交流人口の拡大」については「観光の振興」及び「新しい人の流れやしごとづくり」の視点から、また「過疎地域等の振興」については「地域資源を活用した過疎地域等の活性化」の視点から調査報告書を取りまとめたところである。

本委員会において調査してきた交流人口・過疎地域等振興対策は、長期かつ継続的に取り組む課題であるとともに、広範かつ多様な対応が求められる課題であることから、今後とも、県当局においては、その問題の重要性を踏まえ、次の提言の具体化のために積極的に対応されるよう強く要請する。

1 交流人口の拡大について

(1) 観光の振興

ア 台湾やベトナムなどの国内外からのチャーター便の積極的なPRを推進し、福島空港の利用促進につなげるべきである。

また、沖縄県との交流活動の活性化に向けた取り組みについては、昨年7月にうつくしま・ちゅらしま交流・福島空港利用促進連絡会が設立されるなど、本格的な取り組みは始まったばかりであるが、交流に関する活動経費に対する補助の積極的な活用を促し交流団体の増加に取り組むとともに、福島、沖縄の個性豊かな自然など優れた資源を活用した教育旅行の充実、拡大など、双方向でさらなる沖縄県との交流人口拡大を図るべきである。

イ 昨年度明治及び戊辰戦争150年を記念して県内各地で他自治体の戊辰ゆかりの地との交流事業が展開されたが、今後も交流をより深めていくとともに、「サムライ」のテーマをさらに掘り下げながら情報を発信し、歴史に関心のある者に対する県内誘客への呼び水とすべきである。

ウ 戦略的な観光による地域づくりの中核を担う法人組織であるDMOとして、県内には現在国が推進している「日本版DMO」2団体のほか5つの登録候補団体があるが、県は主体となって県内のDMO等の連携強化及び情報の共有を図りながら人材育成等の支援を行うべきである。

エ 尾瀬国立公園の福島県側からの入山者については東日本大震災以降減少傾向にあり、観光の振興という面から入山者数の増加に向けた取り組みをすべきであるが、尾瀬においてはオーバーユースによる環境破壊の問題も過去にあったことから、環境保護にも配慮した上で取り組むべきである。

オ 全国新酒鑑評会金賞受賞数7年連続日本一となった福島県産の日本酒については、県内のみならず首都圏を中心とした県外、さらには海外への積極的な情報発

信及びブランド化を推進し、イメージ及び商品価値を高めるとともに、今後は、購入又は飲酒できる店舗情報等、実際の消費につながる情報の発信を充実させ、ふくしまの酒の消費拡大につなげ、「酒処ふくしま」の定着を図るべきである。

カ 県外の教育関係者を対象としたモニターツアーについては、参加団体数等の目標を設定し、実績と照合することで次年度以降の取り組みにも生かすべきである。

なお、モニターツアー以外の数値化できる事業についても同様に取り組むべきである。

キ コンベンション誘致については、開催団体に対する補助制度の要件緩和を積極的に全国にPRするとともに、さらなる支援の充実に取り組むべきである。

ク NHKにおいて2020年春から福島県ゆかりの古関裕而氏を題材にした朝の連続テレビ小説の放送が決定されたことから、県としてのPRに向けた準備に全庁を挙げて速やかに取り組み、オリンピックで来県した人々にPRするなど、県内の市町村に効果が波及されるよう取り組むべきである。

(2) 新しい人の流れやしごとづくり

ア ふるさと福島就職情報センターの登録者数が年々増えてきていることを踏まえ、県内の高校生及び県内外の大学生に対する就職情報を発信する事業については継続するとともに、県内企業へのインターンシップ参加者の増加につながる取り組みも継続すべきである。

また、県内企業へ就職した後も、職場での悩み相談を受けるなどのフォローアップをするなど、職場への定着を図るべきである。

イ 卒業後の地元企業への就職または大学進学後の本県への還流を目的に、企業見学や社員による講話を通して県内企業の魅力を知ってもらう取り組みは、高校生に福島県への誇りを持たせ、福島県に戻るという気持ちを高めることから大変重要であり、継続して取り組むべきである。

ウ 企業誘致については、国内外の企業の動向や世界情勢を注視するとともに、県主催の企業誘致セミナー開催のほか、他団体が主催するイベント等にも出展するなど積極的に取り組むべきである。

また、誘致活動に当たっては、本県に関心を持ってもらうよう、県産品等のPR等の取り組みもあわせて検討すべきである。

エ 国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想の推進に向け、企業誘致セミナー等において、国・県・市町村・事業者が連携してマッチングの機会を設け、全国各地の企業に呼びかける等、産業集積のより一層の推進を図るべきである。

オ 人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域づくりを実現するためには農業の振興が欠かせないことから、新規就農者等に対する支援が必要である。

カ 熊本県では、県のマスコットキャラクターを活用した各種PR活動を展開しているが、本県においても、ゆかりのある著名な人物やキャラクターをコンテンツ

として観光誘客に活用すべきである。

キ 2025年には6割以上の中小企業の経営者が70歳を超え、このうち後継者が決ま
っていない企業は約127万社あるという状況の中、本県においても、後継者不足
や事業承継が大きな課題となっていることから、積極的な情報提供や事業引継ぎ
支援センターにおけるマッチング等、事業承継に向けた取り組みを推進するべき
である。

2 過疎地域等の振興について

(1) 地域資源を活用した過疎地域等の活性化

ア 現在、各地域において、若者による地域活性化に向けた新しい取り組みが行われており、成功例も少しずつ出てきているが、地域の若者の一つ一つの取り組みは極めて重要である。

県のサポート事業の中に、今年度より「地域活力創造・チャレンジ枠」が設けられ、営利目的の事業の立ち上げまでの支援が可能になったことから、県は当該制度等を積極的に活用するよう働きかけながら、若者の取り組みを支援すべきである。

イ 県のサポート事業による里山の地域経済活性化に向けた取り組みについては、地元生産物のPRにとどまらず、地域の産業や雇用の創出につながるよう、地元での原材料の生産や新たな製品の創出につなげるなど、多角的に関連づけながら取り組むべきである。

ウ 地域おこし協力隊に対する支援については、県外からの応募者や活動期間終了後の定住希望者が出て来ていることから継続して取り組むとともに、今後は地域における起業や地元企業への就職に対する支援も強化すべきである。

エ 地域資源を活用した利雪・克雪に向けた取り組みについては、これまで台湾やタイ等普段雪に接することのない国からの来訪や、貸し切りゲレンデとしてのスキー場の売り込み等を展開してきたが、これらの取り組みをこれからも継続するとともに、今後はより雪に親しむ「親雪」に向けた取り組みを加え、より一層の充実を図るべきである。

オ 大学生等による地域づくり活動については、その取組内容等を広く周知するとともに、地域に根付いた継続的な活動になるよう、事業目的や今後の事業展開を見据えて取り組むべきである。

カ 地域住民等と連携した新たな交通施策の実証試験に対する支援については、タクシー等ドア・ツー・ドアの交通手段の運行対象地域が一市町村にとどまる現状を踏まえ、他の市町村と連携し、広域的な実施を検討すべきである。

キ 中山間地域におけるインターネットを活用した学力向上支援については、検定試験の合格率の向上や学習意欲の増進といった成果が確認されていることから、対象となる地域を広げ、今後より一層の推進を図るべきである。

ク 県は再生可能エネルギーの普及拡大により、地域の産業及び雇用の創出などの地域経済の活性化につなげるべきであるが、避難指示が解除された区域を含む12市町村における太陽光発電の導入に当たっては、計画的な数値目標を設定すべきである。

また、実際の導入に当たっては、設置等に関連して必要な許認可を行う行政機関との調整を行い、速やかに導入できるようにすべきである。

ケ 水素エネルギーの普及拡大については、地産地消、自家消費の観点から大きな期待が寄せられるが、国や民間企業における先進的な取り組み等を絶えず注視しながら、水素ステーション導入の推進等、その普及拡大を図るべきである。

コ 県土の約7割が森林である本県では、木材の伐採、運搬、加工及び燃料としての活用等、さまざまな過程において雇用が期待されることから再生可能エネルギーとしてバイオマスエネルギーを推進すべきであり、導入に当たっては、民間団体や大学等と連携を図りながら県が主体となって取り組むべきである。

サ 全国的な人口減少という状況の中、各自治体ではそれぞれの地域の魅力や特徴を生かしたまちづくりが行われているが、県としては、住民参加という視点をより一層意識しながら、農林水産、商工業、観光の3分野の振興を重点的に支援し地域活性化を図るべきであり、また取り組みに当たっては、農業と観光等異なる分野との連携による地域づくりも検討すべきである。

シ 本県では2017年における転出超過数が 8,395人と全国 1 位となり、翌年その超過数は減少したものの、全国 2 位と依然高い水準にあることから、人口減少対策について、転出者超過の原因及び背景を正確に把握、分析した上で、部局を超えた柔軟な発想をもって取り組むべきである。

また、過疎地域等の振興対策は一時的なものではなく、雇用の場の創出等、今後も地域が持続可能となるような施策を推進すべきである。

ス 移住・定住の促進や企業の誘致等、地域振興の施策については、受入自治体となる市町村は施策の充実を図り、県はそれらの施策をフォローアップするなど、県と市町村がそれぞれの役割を明確にして取り組むべきである。